**平成２１年（フ）第５６７号**
北海道旭川市豊岡３条５丁目３番６号　フレンドハウス103号
債務者　及川　欣男
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第５６８号**
北海道旭川市春光７条９丁目３番39号　フォーレストⅦ205号室
債務者　中山　一美
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第５７１号**
北海道旭川市神居９条２丁目５番１号　ベルフラワＡ203号室
債務者　鎌倉　和枝
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第５７２号**
北海道旭川市春光台４条２丁目６番６号
債務者　村田　広美
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第５４号**
愛媛県大洲市中村616番地
債務者　荒川　陽子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午前11時10分
松山地方裁判所大洲支部

**平成２１年（フ）第２５５２号**
横浜市鶴見区馬場４丁目36番３号　フローレスコーポⅠ―102号室
債務者　千代田早苗
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第２６３７号**
横浜市南区真金町２丁目14番地14　レオパレスＲＸ関内101号
債務者　田口　啓右（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第２７７１号**
横浜市保土ケ谷区上菅田町311番地１　コーラルハイム西谷307号
債務者　常世田文子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第２８４１号**
横浜市金沢区洲崎町19番８号　メゾンオオタニ201
債務者　小野　麻美
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第２８５９号**
横浜市金沢区六浦南４丁目20番１―205号
債務者　小栗　　彩
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第２８６１号**
横浜市保土ケ谷区岩井町358番地　ハイツプリモ101号
債務者　林　千恵子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第２８７６号**
神奈川県茅ヶ崎市柳島１丁目５番23号インペリアル壱番館202号
債務者　小宮　健一
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第２８９０号**
横浜市都筑区川和町665番地
債務者　寺田　　信
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第２８９１号**
横浜市神奈川区白幡南町６番26号　ストークハイツ本間101号
債務者　平田　結子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第２９３８号**
横浜市栄区飯島町484番地　サマックス椿ハイツＢ102
債務者　疋田ゆりか（旧姓柳澤）
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部